

別 に 定 め る 事 項

関係条項	内 容
<p>第 3 条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リノベーションまちづくり推進事業に関する市町の要綱又はこれに準ずるものの写し 2 実施計画書 (別紙 1) 3 見積書の写し 4 その他事業の内容が確認できる書類
	<p>(指定期日)</p> <p>当該事業に着手する前</p>
<p>第 7 条第 1 項 (変更交付申請)</p>	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>補助対象経費の内訳の変更</p>
	<p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>補助事業の目的又は効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合</p>
	<p>(添付書類)</p> <p>第 3 条の添付書類に準じる</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第 9 条第 1 項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項等)</p> <p style="text-align: center;">—</p>
<p>第 11 条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精算調書 (別紙 2) 2 交付決定通知書等の写し 3 支払額が確認できるもの 4 その他事業の実施が確認できる書類
	<p>(指定期日)</p> <p>完了の日から起算して 30 日を経過した日又は事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日</p>
<p>第 19 条第 1 項 (財産の処分制限)</p>	<p>(処分制限期間)</p> <p style="text-align: center;">—</p>